

令和元年度第1回下請法基礎講習会 糸満市で開催!

下請法ってなんだろう。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護を目的とした法律です。

沖縄総合事務局では、毎年、下請法違反行為を未然に防止するために、下請法の基礎知識の習得を希望する方を対象とした講習会を開催しています。

無料 ですので、お気軽にご参加ください!!!



1. 日時

令和元年7月31日（水）14時00分～15時30分

2. 場所

沖縄県糸満市字糸満2075番地 糸満市商工会館会議室

3. 定員

50名

4. 対象者

下請法の基礎知識の習得を希望する方

5. 当日の開場・受付時間等

- 開場・受付開始時間は、講習会開始時間の20分前です。
- 講習会で使用する資料は、当日会場で配布します（教材費無料）。

6. 参加申込方法及び注意事項

- お申込みはこちらから



申込フォーム（ここをクリックして下さい。）

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/h31shitauke_kiso.html

※申込フォームから申し込めない方は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

- 申込フォームへの入力を完了すると、入力されたメールアドレス宛てに「到達通知」のメールが送信され、当該メールの受信をもって申込登録となります。
- 講習会当日は、当該「到達通知」のメール又は申込フォームの「講習会の申込登録結果」の画面を印刷したものを御持参ください。
- **また、下記の電話へ直接、お申し込みすることも可能です。まずはお電話くださいませ。**
- 入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用いたしません。
- 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関等をご利用して御来場ください。



内閣府
沖縄総合事務局

問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（担当：山里，宇座）

電話 098-866-0049（直通）